

HP-試第1号-02

ハウスプラス確認検査株式会社（い）

構造の安定に関する 試験業務方法書

制定：平成15年11月18日

平成20年2月1日変更（い）

平成22年6月変更（う）



ハウスプラス確認検査株式会社

1. 適応範囲

試験業務は、平成13年国土交通省告示第1347号（評価方法基準）第5 1-1～1-2及び1-4～1-7(2)ロ評価事項に該当し、かつ、同(3)評価基準に定めのない特別な評価方法に関する試験について行うものとする。(い)(う)

2. 試験申請のための提出図書等

(1)提出図書

試験申請のための提出図書は、「試験申請書」に以下の図書を添付することとする。

- ①特別評価方法により代えられる当該評価方法基準の部分を示した図書
- ②特別評価方法の内容を明らかに示した図書
- ③特別評価方法の妥当性の根拠を示す図書

(2)その他

上記に掲げる図書のみでは試験が困難と認める場合、当該方法に係る実物又は試験体その他これに類するものの提出を求めることができる。

(3)様式その他については別に定める申請要領によることとする。

3. 試験方法

(1)実施方法

- ①試験員は、2. に定める試験用提出図書を用い、(2)に示す試験項目について分析を行う。
- ②試験員は、審査上必要あるときは、試験用提出図書について申請者に説明を求めるものとする。

(2)試験方法

対象とする特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法について、評価方法基準(2)ロ評価事項に照らして適合していること又は同(3)と同等以上であることを審査する。なお、原則、別に定めるガイドラインに基づいて審査する。(う)

4. 試験結果証明書

証明書は、以下の事項について記載したものとする。

- (1)登録試験機関の名称 (い)
- (2)番号、完了年月日
- (3)申請者名 (会社名、代表者名、住所)
- (4)試験の区分 (建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法の別)
- (5)試験をした特別評価方法の件名
- (6)試験をした特別評価方法を用いて評価されるべき性能評価表示事項
- (7)試験をした特別評価方法により代えられる評価方法基準の部分
- (8)試験をした特別評価方法の妥当性の根拠及びその結果
- (9)その他試験過程で証明書に記述が必要と考えられる事項